

国立大学法人京都教育大学役員報酬規程

平成16年 4月 1日 制定
令和 6年 3月28日 最終改正

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第35条の規定により準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第52条の規定に基づき、国立大学法人京都教育大学の学長、理事及び監事(以下「役員」という。)の報酬について定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、常勤の役員については、基本給、地域手当、通勤手当、単身赴任手当及び期末特別手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

(報酬の支給日)

第3条 役員報酬(期末特別手当を除く。)は、毎月17日に支給する。ただし、17日が日曜日に当たるときは15日に、17日が土曜日に当たるときは16日に、17日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは18日に支給する。

(基本給)

第4条 常勤の役員の基本給は月額とし、次の各号に掲げる役員区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 学長	968,000円
二 理事	763,000円
三 理事	708,000円
四 監事	576,000円
五 監事	460,000円
六 監事	345,000円

2 理事の基本給は、前項第二号又は第三号のうちから、役員会の議を経て学長が定める。

3 監事の基本給は、第1項第四号から第六号のうちから、役員会の議を経て学長が定める。なお、通常の1週間あたりの勤務日数が4日の場合は第1項第五号を、勤務日数が3日の場合は第1項第六号を適用する。

(地域手当)

第5条 地域手当は、国立大学法人京都教育大学教職員給与規程(以下「教職員給与規程」という。)第19条の規定に準じて支給する。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、教職員給与規程第21条の規定に準じて支給する。

(単身赴任手当)

第7条 単身赴任手当は、教職員給与規程第22条の規定に準じて支給する。

(期末特別手当)

第8条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日(この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤の役員に対して、それぞれ学長が定める日に支給する。これらの

基準日前1ヶ月以内に退職又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

- 2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職又は死亡した常勤の役員にあっては、退職又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき基本給の月額に地域手当の額を加算した額と基本給に地域手当を加算した額に100分の20を乗じて得た額及び基本給の月額に100分の25を乗じて得た額を合算した額を基礎として、100分の165を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月以上6 箇月未満	100分の80
3 箇月以上5 箇月未満	100分の60
3 箇月未満	100分の30

- 3 学長は、前項の規定による期末特別手当の額について、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び大学の財務状況等により増減を要する必要があると認める場合は、各役員の担当業務の遂行を総合的に勘案し、経営協議会の議を経て、期末特別手当の額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

（非常勤役員手当）

- 第9条** 非常勤役員手当は月額とし、次の各号に掲げる役員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 理事 185,000円
- 二 監事 101,000円

（来校に伴う交通費）

- 第9条の2** 非常勤役員の来校に伴う交通費は、国立大学法人京都教育大学非常勤講師就業規則第10条の2の規定に準じて支給する。

（日割り計算）

- 第10条** 新たに役員となった者には、その日から基本給及び地域手当（非常勤役員にあっては、非常勤役員手当）（以下「基本給等」という。）を支給する。

- 2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの基本給等を支給する。

- 3 役員が死亡した場合には、その月までの基本給等を支給する。

- 4 第1項又は第2項の規定により、基本給等を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、教職員給与規程第34条の規定に準じて支給する。

（報酬の支払方法）

- 第11条** 役員の報酬は、その全額を現金で直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、これを報酬から控除して支払うものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、役員が報酬につき自己の預貯金口座への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払う。

（端数の処理）

- 第12条** この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるも

のとする。

(実施に必要な事項)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年規程第194号)

この規程は、平成16年8月1日から施行する。ただし、第8条第3項の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年規程第18号)

この規程は、平成17年12月1日から施行する。ただし、平成17年12月に支給する期末特別手当の額については、基礎となる額に100分の170を乗じて得た額とする。

附 則 (平成17年規程第38号)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日から引き続き在職する役員で、改正後の規程により支給されることとなる基本給（以下「新基本給」という。）が、同日において支給されていた基本給に達しない場合は、その者の当該任期中は、新基本給のほかその差額に相当する額を基本給として支給することができるものとする。

附 則 (平成21年規程第11号)

- 1 この規程は、平成21年6月11日から施行し、平成21年6月1日から適用する。
- 2 平成21年6月に支給する期末特別手当に関する第8条第2項の適用については、「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

附 則 (平成21年規程第37号)

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
(平成21年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
- 2 平成21年12月に支給する期末特別手当の額は、改正後の第8条第2項の規定にかかわらず、当該規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は支給しない。
 - 一 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に常勤の役員以外の者から常勤の役員となった者にあつては、当該役員に任命された日）において、当該役員が受けるべき基本給、地域手当及び単身赴任手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間及び報酬を支給されなかった期間がある者にあつては、当該月数から当該期間を減じた月数）を乗じて得た額
 - 二 平成21年6月1日において常勤の役員であった者（同年12月1日までに退職した者を除く。）に同月に支給された期末特別手当に100分の0.24を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

附 則 (平成22年規程第2号)

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成22年規程第39号）

1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

（平成22年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

2 平成22年12月に支給する期末特別手当の額は、改正後の第8条第2項の規定にかかわらず、当該規定により算定される期末特別手当の額から次に掲げる額の合計額を減じた額とする。

一 平成22年4月1日において、当該役員が受けるべき基本給、地域手当及び単身赴任手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に、同月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

二 平成22年6月1日において常勤の役員であった者に同月に支給された期末特別手当に100分の0.28を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

附 則（平成22年規程第56号）

1 この規程は、平成23年1月1日から施行する。

（常勤の役員の基本給等の減額について）

2 平成23年1月1日から令和5年12月31日までの間、次に掲げる報酬の支給に当たっては、次の各号に掲げる報酬の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 基本給 第4条に定める基本給の月額に100分の1.5を乗じて得た額

二 地域手当 第5条に定める地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額

三 期末特別手当 第8条に定める期末特別手当の額に100分の1.5を乗じて得た額

附 則（平成24年規程第5号）

1 この規程は、平成24年6月20日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

（特例期間における報酬）

2 平成24年6月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における基本給の支給に当たっては、基本給から、基本給から平成22年規程第56号附則第2項第一号に定める額に相当する額を減じた額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

3 特例期間における次に掲げる報酬の支給に当たっては、次の各号に掲げる報酬の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 地域手当 当該役員の基本給に対する地域手当の月額から平成22年規程第56号附則第2項第二号に定める額に相当する額を減じた額に100分の9.77を乗じて得た額

二 期末特別手当 当該役員が受けるべき期末特別手当の額から平成22年規程第56号附則第2項第三号に定める額に相当する額を減じた額に、100分の9.77を乗じて得た額

4 特例期間における非常勤役員手当の支給に当たっては、非常勤役員手当から、非常勤役員手当に100分の9.77を乗じて得た額を減ずる。

5 第2項から前項の規定により報酬の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成26年規程第21号）

1 この規程は、平成26年11月26日から施行する。

(平成26年12月に支給する期末特別手当について)

- 2 平成26年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の第8条第2項の規定の適用については、「100分の162.5」とあるのは「100分の170」とする。

附 則 (平成26年規程第45号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第35号)

この規程は、平成28年3月31日から適用する。

附 則 (令和2年規程第34号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年規程第10号)

- 1 この規程は、令和5年1月1日から施行し、令和4年12月1日から適用する。

(令和4年12月に支給する期末特別手当について)

- 2 令和4年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の第8条第2項の規定の適用については、「100分の160」とあるのは「100分の170」とする。

附 則 (令和5年規程第81号)

- 1 この規程は、令和6年1月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(令和5年の期末特別手当について)

- 2 前項の規定にかかわらず、第8条第2項に規定する「100分の165」は、令和5年6月1日基準日においては「100分の160」、同年12月1日基準日においては「100分の170」とする。

附 則 (令和5年規程第106号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。